

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

お手元に届いていませんか? 9/30まで 住民税非課税世帯などに対する特別臨時給付金

一世帯当たり 10万円

対象世帯が増えています!
申請書が届いていなくても
対象の可能性ががあります!

先日会員の方から
住民税非課税世帯などに対する特別臨時給付金の申請について、お問い合わせがありました。「結構前に届いて、手元にあるんだけど、どう書いてどこに提出したらいい?」とのことでご案内しました。
期限が近付いていますので、皆さん今一度お確かめください。

☆住民税非課税世帯

①世帯全員の令和3年度、または令和4年度の住民税が非課税である方、申請書が届いています

②令和3年度、または令和4年度の所得未申告者および令和3年1月2日以降に転入された方と同一世帯であるなど、市で世帯全員の令和3年度、令和4年度の所得が確認できない方、自ら申請が必要です

☆家計急変世帯

③コロナの影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、年収見込みが住民税非課税水準相当になる方、自ら申請が必要です

最低賃金引き上げの発表

事業主への支援は?

8月1日(月)、2022年度の最低賃金の目安を全国平均で時給961円にすることが決まりました。前年度からの引き上げ幅は、平均31円となります。

最低賃金の引上げは働き手からすると嬉しい一方、賃金が上がった分コストを抑えるために従業員のリフトを削り、代わりに事業主の負担が増える恐れもあります。賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者の負担に対して、支援策も打ち出されていますのでご紹介します。

～業務改善助成金～

30円以上賃金を引き上げた場合、一定の条件を満たせば新たに導入した設備などに対して助成金が受け取れます。

<支給対象事業者>

- ◇事業場内の最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ◇100人以下の中小企業・小規模事業者

<支給要件>

- ① 賃金引上げ計画を策定すること
- ② 実際に引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に資する機器・設備などの導入や人材育成などの費用を支払うこと



帳簿付けと書類の整理

いよいよ暑さが本格的になってきましたね。気が付けば今年も残り約5カ月・・・

皆さん毎日の帳簿付け・領収書などの書類の整理は追いついていますか? お忙しいとは思いますが、溜め込まずに取り組んでいきましょう。

分からないことがあれば、いつでも民商までご連絡ください。暑さに負けず頑張りましょう。

来週8月15日(月)の新聞は休刊です

お盆等休暇のお知らせ

8月10日(水)

～16日(火)

事務所はお休みです。ご不便をおかけしますが、よろしく申し上げます。

インボイス実施延期・中止を